



江南市市民自治に よるまちづくり 基本条例の前身 その5

前回、第11条で市民や事業者などに、まちづくり組織の活動への参加を求めていることを確認しましたが、今回は、逆に、「参加される側」の自治力の向上や組織運営についてお話しします。

第12条では、まちづくり組織の一つである地縁による団体(区・町内会)に対し自治力の向上を求め、第13条では、まちづくり組織の運営のあり方を示しています。

第12条 地域の自治力の向上

「地縁による団体は、地域住民の自主的な参加のもとに、地域課題の解決を図るなど、まちづくりを推進することにより、自治力の向上に努めます。」

地縁による団体(区・町内

会)に、地域の自治力を向上させていくことを求めています。地域課題の解決に当たっては、住民の意見を集約し、地域として決定、実行していくまちづくりの過程を繰り返すことにより、地域の自治力が向上することが期待されます。

第13条 まちづくり組織の運営

「まちづくり組織は、誰もが参加しやすい運営に努めることとし、必要に応じて他の組織と協働しながら、地域課題の解決等を図ります。」

誰もが参加しやすい、開かれた組織になるような運営に努めることと、必要に応じて他の団体などと協働ができるような活動の柔軟性を求めています。

※まちづくり組織：「まちづくり」のために構成された組織で、区・町内会や、まちづくりを主な目的として公益活動を行うNPOなどの組織。法人格の有無は問いません。

問合せ 地域協働課(内線

3223)